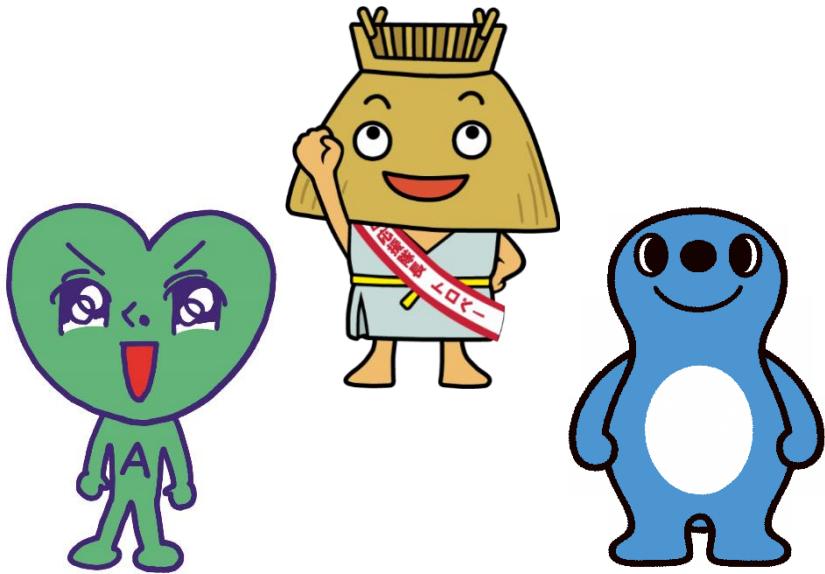


ヤングケアラー支援ガイドライン



静岡市
令和7年6月

支援者の皆様へ

あなたの身近で接する人たちの中に「ヤングケアラー」(*)は、いませんか。

本市には、少なくとも、1,942人のヤングケアラーがいます（R3静岡県調査）。その中には、支援を必要としているのに支援機関につながっていないため、生活に支障が出ている人もいます。

あなたの身近で「ヤングケアラーかもしれない。」という人に気づいたら、巻末のアセスメントシートを活用してください。そして、「ヤングケアラー」を把握したら、静岡市こども若者相談センターへ相談してください。

連絡先 静岡市こども若者相談センター

054-221-1314

担当：ヤングケアラー・コーディネーター

ヤングケアラーの気持ちに寄り添いつつ、ヤングケアラー・コーディネーターと一緒に、ヤングケアラーの適切な支援を考えていきましょう。

本ガイドライン及びアセスメントシートは、静岡市こども若者相談センターのホームページに掲載します。ダウンロードできますので、ご活用ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/kyoiku/s002330.html>



(*)ヤングケアラー

・静岡市で支援の対象としているヤングケアラーとは、「本来の年齢に見合わない責任と負担を負いながら、家事や家族の世話などを日常的に行い自身の生活や健康に影響がある39歳までのこども・若者」をいう。

目 次

1 はじめに	2
2 本市におけるヤングケアラーとは	6
3 ヤングケアラー支援のための連携スキーム	8
4 ヤングケアラーの把握	9
5 ヤングケアラー支援の流れ	16
6 ヤングケアラーへの支援における留意点	18
7 本市の今後の取組	20
8 おわりに	21
庁内関係機関一覧	22
(巻末資料)	
・本市における実態	
・静岡市「ヤングケアラー」状況把握のためのアセスメントシート	

1 はじめに

(1) 社会的背景

ヤングケアラーは、子ども・若者がその年齢や発達段階に見合わない重い責任と負担を負うことにより、自身の育ち、教育、生活などに影響があることから、近年その実態把握や支援の充実が求められている。

ヤングケアラーの支援が全国的に広まるきっかけとなった、2019年10月の神戸市の事件は、当時21歳の女性が祖母の介護と仕事の両立に疲れ果て祖母を殺害するというものだった。このように、18歳以降の若い世代では、ライフステージの変化を迎え、状況によりケア責任が重くなることもあることから、心身の不調や社会的孤立に陥ることも多い。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題に関わることになるため、社会的認知度が十分でないことや、子ども・若者自身やその家族にも自覚がないことなどの理由により、支援が必要であっても表面化しにくい。

ヤングケアラーの背景には、ケアをする家族の存在があり、ケアをする理由が多岐にわたることから、障がい福祉、高齢者福祉、教育等の複数の領域におけるケアをする家族に対する支援も必要であり、多機関連携による支援体制を構築することが肝要である。

(2) 課題

①子どもの権利が侵害されている可能性がある

児童福祉法第1条によると、児童は、適切に養育され、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること等を保障される権利を有するとされている。

また、子どもの権利条約（1994年批准）では、子どもの権利として大きく分けて「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が定められている。これらの権利を侵害している子どもについて、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利擁護に努めなければならない。

ヤングケアラーとなった子どもは、家事や家族の世話を日常的に行うことにより、教育の機会が減少したり、余暇や休息のための時間が確保できなかったりするなど、本来守るべき子どもの権利が侵害されている可能性がある。また、その結果として学力の不振や心身の不調、社会性の低下など、子どもの将来に影響を及ぼすことが懸念される。

1 はじめに

②若者の社会参加や社会的自立を妨げている

ヤングケアラーのまま少年期・青年期を過ごすなど、長期にわたってヤングケアラーとして家庭を支えてきた若者は、学びや就労の機会を失している場合が多いと思われる。また、精神的な負担を抱えたまま将来に対する希望を持てないでいる者も少なくないと思われる。

また、18歳以降にも家族のケアを担っている若者は、家族のケアのために、進学や就職を諦めたり、やむを得ず離職や転職をするなど、社会参加の機会が狭められたり、キャリア形成や人生設計などに影響が出ることも考えられる。

状況により、ケアの責任がより重くなることがあるため、時間的拘束やケアの負担感の大きさから、心身の不調や社会的孤立に陥ることも多い。孤立や孤独を抱えるヤングケアラーの支援を行い、社会参加を保障することで、学業や就業、趣味や社交、地域での活動などを続けられるようにすることが必要である。

③身近に潜在しているヤングケアラーに気づきにくい

こどもや若者が家族をケアしているということすべてが問題だということではない。問題は、身近で接する人たち（学校や被介護者に係る関係機関職員）が、ヤングケアラーの過度な負担や守られるべき権利が侵害された状態にあることなどに気づかず、こうした状況を見過ごしてしまい、適切な支援につなげられないことにある。これは、一つに「ヤングケアラー」という概念の認知度が十分でなかったり、正しい理解に至っていなかったりすることによる。

また、ヤングケアラー自身やその家族(当事者)の問題意識の欠如により、「家族だから当たり前」「自分がやらなければ生活が成り立たない」といった思いから声を上げようとしないことも潜在化する原因となっている。



1 はじめに

④ヤングケアラーが孤立している

当事者が、「自分はヤングケアラーなのかもしれない」と自身の家庭生活がアンバランスな状態であることを認識できたとして、次に必要なのは、この状況にどう向き合っていくかである。

現状の困難さを認識できても、だれに相談すればよいのか、助けてくれる人はいるのかなどがわからないままではヤングケアラーは自分で抱えるしかなく、孤立してしまう。

ヤングケアラーと身近で接する人たちが、ヤングケアラー本人の支援までは関わることができず、見つけても次につなげることまでできていないことも原因と考えられる。また、同じ境遇の人と知り合う機会もないことから精神的にも孤立状態に陥りやすいと思われる。

⑤当事者が支援の受け入れを拒む

ヤングケアラーを把握したら、支援機関をはじめとする他者が生活に介入する場合もある。

ヤングケアラー状態を解消したい、生活状況を改善したいということから、支援を受け入れる家庭がある一方で、「自分たちの生活を壊されたくない」という思いから、困難な状況を隠したり、過少に見せようとしたりして支援を拒否する家庭もあると思われる。

一方、学校、地域、福祉、医療等の関係機関は、ヤングケアラーへの理解を深めることで、「ヤングケアラーかもしれない」という観点でこども・若者やその家族を見直し、少しでも多くのヤングケアラーへの気づきが可能となる。

全てのヤングケアラーが把握できるわけではないが、第三者でも気づける状況は、子ども・若者の権利が侵害されている可能性が高い、つまり支援の必要性が高いことを示唆している。そこで、まずはそのようなこども・若者を把握することから、支援をスタートしていく。

1 はじめに

(3) ガイドライン作成の目的

国は「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上のための集中取り組み期間と位置づけるとともに、多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方について、モデル事業を実施し、その成果をマニュアル等にまとめ周知を行った。

ヤングケアラーが支援を必要とする理由は多岐にわたり、複数の機関における連携が求められる。そのため、本市においても、本ガイドラインを作成することにより、ヤングケアラーの支援の必要性や課題等について、関係機関への共通認識を図り、ヤングケアラーの支援体制を充実させていく。

なお、本ガイドラインは、これらの動向や本市におけるヤングケアラーに対する支援の取組状況により、隨時見直しを図ることとする。



2 本市におけるヤングケアラーとは

(1) ヤングケアラー支援とは

本市でヤングケアラー支援を行うにあたり、特に下記の点を特長としている。

① コーディネーターの配置と、多機関と連携したアウトリーチ型支援

ヤングケアラーは、社会的認知度が十分でないことや、家庭内のデリケートな問題であるため誰に相談をすればよいかわからない、またケアをすることが当たり前と思い、きつさを感じていことなどから表面化しづらい。

本市においても、小学校5年生から高校生を対象とした調査で、ヤングケアラーであると回答した人のうち、「特にきつさは感じていない」と回答した人は72.1%と高い割合を占めている（静岡県実施の令和3年度ヤングケアラー実態調査より）。

本市では、ヤングケアラーがいる世帯と身近で接している人たちや関係機関と協働し、コーディネーターも当事者や家族と面談して、支援計画を考案するなど、必要な支援につなげるアウトリーチ型支援を行う。

② 支援の対象を18歳未満に限らず39歳までとしている

ヤングケアラーは18歳で問題が解決するわけではない。18歳まで家族のケアをしていたことで育ちや教育に影響があり、18歳を過ぎても、支援が必要な場合がある。

18歳以降の若い世代ではライフステージの変化を迎え、ケア責任が重くなり心身の不調や社会的孤立に陥るなど若者世代の悩みがより複雑化していくため、幅広い年齢層のヤングケアラーへの支援が必要である。

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき策定された「子ども・若者育成支援推進大綱」（平成27年）では、若者を思春期、青年期（概ね18歳から30歳未満まで）、施策によってはポスト青年期（40歳未満）として定義している。

この定義に基づき、現在本市は子ども若者相談センターを中心に、学生を対象とした学校生活などに関する相談のみならず、子ども若者の将来に対する不安など、39歳までの子ども若者に関する相談を幅広く受け付け支援を行っている。ヤングケアラー支援においても39歳までを支援対象とすることにより、切れ目ない支援を届けることをねらいとしている。

2 本市におけるヤングケアラーとは

(2) 本市におけるヤングケアラーとは

本市において支援対象とする「ヤングケアラー」とは、下記のとおりとする。

本来の年齢に見合わない責任と負担を負いながら、家事や家族の世話などを日常的に行い自身の生活や健康に影響がある39歳までのごども・若者

ヤングケアラーの法制化が令和6年6月5日に国会で可決・成立し、6月12日に公布・施行された。法改正の内容は以下のとおり。

・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。

(出典：令和6年6月12日ご支虐第265号「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について)



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話をや見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/young-carer/>)

(3) 被介護者とは

ガイドラインにおける「被介護者」について、下記のとおりとする。

年齢、障がい、疾病、生活困窮、その他身体的、精神的又は社会的な理由等により、自立した生活が困難であり、日常生活において他者の支援を必要とする者

3 ヤングケアラー支援のための連携スキーム

下図のとおり、ヤングケアラー支援のための連携スキームを示す。

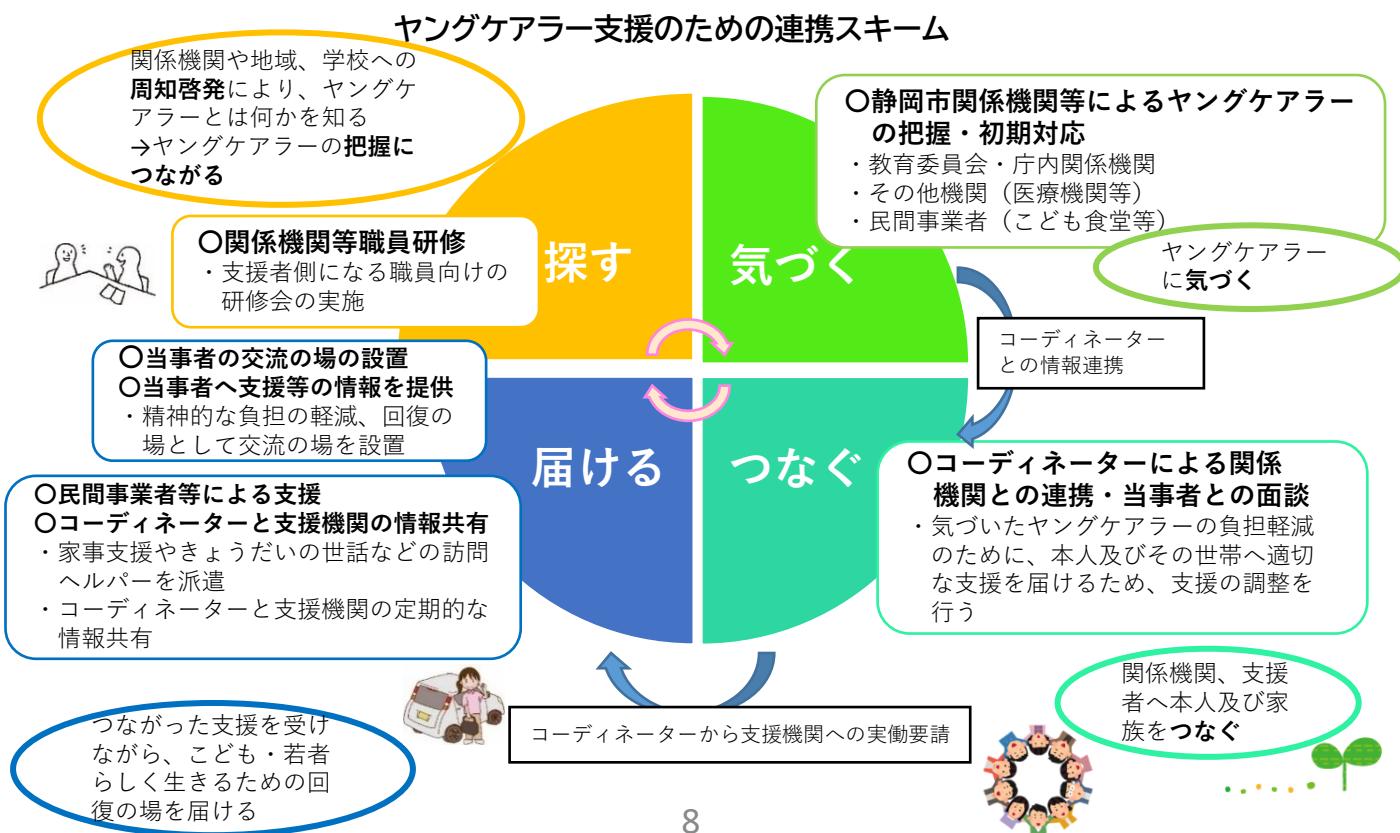
ヤングケアラーから相談を受けた、または把握した場合の支援体制として、学校、行政、地域、福祉など様々な機関が連携し、本人や家庭を継続して支える。

【関係機関の状況からみる

ヤングケアラーの発見につながる 可能性について】

- ・学校は子どもと日常的に接することから、子どもの状況が把握しやすいため、ヤングケアラーである子どもに気づきやすい。
- ・子ども食堂、民生委員・児童委員などにおいても、それぞれ地域内で支援活動を行っており、ヤングケアラーの把握につながる可能性が高い。
- ・地域内の機関のうち、行政、福祉等は、ケアが必要な家族と接する機会が多く、家族への支援（サービス提供状況）などからヤングケアラーの把握につながりやすい。
- ・相談体制が整っている行政・福祉等は、若者の多様な相談に対応するなかで、その陰に隠れたヤングケアラーの把握につながりやすい。

このような場面を含め、ヤングケアラーがいる世帯を早期に発見し、P16-17の「5 ヤングケアラー支援の流れ」に沿って支援を実施する。

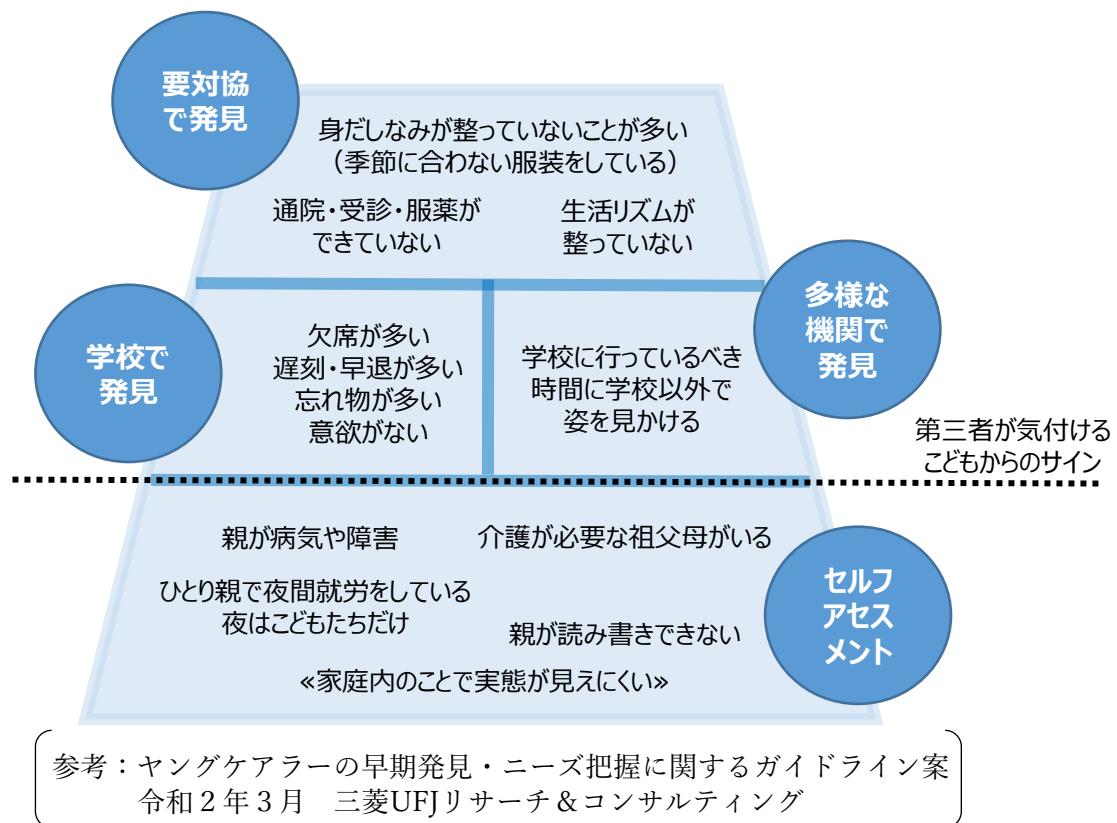


4 ヤングケアラーの把握

【アセスメントの必要性】

18歳未満のヤングケアラーについては、下図に示すように、ヤングケアラーを少しでも多く把握するために、学校、その他多様な関係機関の理解・協力が不可欠である。

特に学校は、こどもが一日の大半を過ごす場所であるため、ヤングケアラーである可能性に気づきやすい。アセスメントシート（＊）によりヤングケアラーであることが懸念されるこどもの状況把握や確認を行い、支援が必要なケースについてはスクールソーシャルワーカーやこども若者相談センター（ヤングケアラー・コーディネーター）に相談することで、早期把握や支援につなげる。



また、18歳以上のヤングケアラーについてもアセスメントシート（＊）を用いてチェックを行うことに加え、被介護者に係る関係機関においても、各機関の特性を踏まえた視点でのチェックを展開・共有する。必要に応じてこども若者相談センター（ヤングケアラー・コーディネーター）に相談することで、早期の把握や支援につなげる。

（＊）…静岡市「ヤングケアラー」状況把握のためのアセスメントシート

4 ヤングケアラーの把握

【アセスメントの方法】

(1)アセスメントの視点

ヤングケアラーへの支援は、「ヤングケアラー自身及び家族と問題やニーズを共有し、どうしていくかと一緒に考え、解決していく」ものである。

そのため、家族の状況や家族の中でのヤングケアラーの役割や様子だけでなく、「ヤングケアラー自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といったヤングケアラーの想いや希望も適切に把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要である。

(2)アセスメントの流れ

アセスメントは、次の4つの視点で、ヤングケアラーがいる世帯と身近で接している人たちや被介護者を支援する関係機関が順に確認していく。

視点1. 本来守られるべき人権や子どもの権利が守られているか

人権や権利の侵害が見られる

視点2. 家族の状況はどうか

「ヤングケアラー」である

視点3. ヤングケアラー
自身の状況はどうか

視点4. ヤングケアラー自身の
認識や意向はどうか

参考：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案
令和2年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

ただし、18歳以上のヤングケアラーにも当てはまるよう、静岡市が修正を加えた。

確認の際は、次ページ以降の表1～4（巻末 アセスメントシート）を活用する。

4 ヤングケアラーの把握

視点1 本来守られるべき人権や子どもの権利が守られているか

ヤングケアラーについては、人権が守られているかという視点で確認を行う。特に、18歳未満のこどもについては、守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかという視点でも確認を行う。

P12表1（静岡市アセスメントシート）の項目は、ヤングケアラーにみられやすい特徴であるため、該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて本人や家庭の状況を確認する。

特に、「★」がついている項目はヤングケアラーである可能性が高い。

また、各項目における頻度を表す用語について、その頻度が「支援を必要とする状態か」は、一人ひとりの状況により異なるため、まずはそのような様子があるかを確認したうえで、その頻度や状況等を踏まえ、支援の必要性を判断する。

なお、各項目はヤングケアラーである可能性を示唆する項目であることから、支援者はあてはまる項目数の大小を問わず当事者の様子を注意深く観察する。



4 ヤングケアラーの把握

健康に生きる権利	
★ <input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	
★ <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	
★ <input type="checkbox"/> 食事の際、過食傾向がみられる	
(その他気になる点)	
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない	<input type="checkbox"/> 過度に太っている・太ってきた
<input type="checkbox"/> 眠そうにしている	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている・痩せてきた
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている	<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（髪・服装・臭い・清潔感がない）	

教育を受ける権利 (*18歳未満)	
★ <input type="checkbox"/> 欠席が多い 不登校	
★ <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	
★ <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	
★ <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	
(その他気になる点)	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	<input type="checkbox"/> 学校納入金が遅れる、未払い
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている	<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事を欠席する
<input type="checkbox"/> 居眠りしていることが多い	<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	<input type="checkbox"/> 学校(部活)に必要な物が用意してもらえない
<input type="checkbox"/> 弁当を持ってこない、コンビニで買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> クラスマイトとのかかわりが薄い、ひとりでいることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	

子どもらしく過ごせる権利 (*18歳未満)	
★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している	
★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトしている	
★ <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	
★ <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	
★ <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かけることがある	
★ <input type="checkbox"/> こども園、幼稚園、保育園等に通園していない	
(その他気になる点)	
<input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける	<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
<input type="checkbox"/> 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない	<input type="checkbox"/> 家事全般を行っている

表1 参考：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案
令和2年3月 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
ただし、18歳以上のヤングケアラーにも当てはまるよう、静岡市が修正を加えた。

4 ヤングケアラーの把握

視点2 家族の状況はどうか

P11-12において、ヤングケアラー自身の人権・権利の侵害がみられる場合には、下記のとおり「家族の構成（同居している家族）」「サポートが必要な家族の有無とその状況」「こども・若者が行っている家族等へのサポートの内容」の3点について確認し、ヤングケアラーかどうかを判断する。

また、入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の身体を持ち上げるなどの身体的介護、被介護者の生命にかかるケアや感情面のサポートなどは身体的・精神的な負担が大きく、こども・若者が行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度が高いと考えられる。

そのような事例では特に、ヤングケアラーが行っているサポートの内容について、具体的な状況を確認する。

家族構成（同居している家族）						
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親	<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父	<input type="checkbox"/> きょうだい（　　）人	<input type="checkbox"/> その他（　　）	
サポートが必要な家族の有無とその状況						
<input type="checkbox"/> 特にいない ⇒ ヤングケアラーではない						
<input type="checkbox"/> 高齢		<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い				
<input type="checkbox"/> 障がいがある（精神を除く）		<input type="checkbox"/> 親が多忙				
<input type="checkbox"/> 疾病がある		<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい				
<input type="checkbox"/> 精神疾患がある（疑いを含む）		<input type="checkbox"/> 生活能力・養育能力が低い				
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由		<input type="checkbox"/> その他（　　）				
家族等へのサポート						
<input type="checkbox"/> 特にていない ⇒ ヤングケアラーではない						
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与				
<input type="checkbox"/> 生活費の援助	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き	<input type="checkbox"/> 通院や外出の同行				
<input type="checkbox"/> 身体的な介護（排泄・入浴・着替え 等）		<input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話）				
<input type="checkbox"/> 情緒的な支援						
（精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポート 自殺企図などの話を聞かされる 等）						

表2〔参考：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案
令和2年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング〕

4 ヤングケアラーの把握

視点3 ヤングケアラー自身の状況はどうか

「ヤングケアラー」であることが確認された場合、どのような支援が必要かを検討するため、被介護者のサポートにヤングケアラー自身が費やしている時間を確認する。

ヤングケアラー自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては生活が制限される過度なケアとなっていることがある。

また、「家庭内に本人以外にサポートする人がいるか」、「家庭内に福祉サービス等のサポートが入っているか」を確認し、家庭内にヤングケアラー本人以外にケアを担える人がいるか、担う内容を増やせる余地があるか、公的サービスの利用の必要性などについて検討する。

サポートしている相手	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい（年齢・続柄：)	
<input type="checkbox"/> その他()	
サポートに費やしている時間	
平日() 時間程度／日	休日() 時間程度／日
家庭内に本人以外にサポートする人がいるか	
<input type="checkbox"/> いる ⇒ 誰か()	<input type="checkbox"/> いない
家庭内に福祉サービス等のサポートが入っているか	
<input type="checkbox"/> いる ⇒ どんなサービスか())
<input type="checkbox"/> いない	

表3〔参考：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案
令和2年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング〕

4 ヤングケアラーの把握

視点4 ヤングケアラー自身の認識や意向はどうか

ヤングケアラーへの支援においては、ヤングケアラー自身にとってどのような状況が望ましいかについて、家族とヤングケアラー自身が一緒に考えて考え、家族とヤングケアラー自身双方の理解・納得を得ながら、支援につなげることが重要である。

家事や家族の世話の多くは日常的に行われるものであり、ヤングケアラー自身がそのことを当たり前と思っていて、ヤングケアラーであることを認識していないケースや、家族のケアにやりがいを感じているなどのケースもある。

客観的な立場からヤングケアラーの様子・状況を確認したうえで、「ヤングケアラー自身がヤングケアラーであることを認識しているか」「ヤングケアラー自身がどうしたいと思っているか」など、ヤングケアラー自身が今の状況をどう思っているか、どうしたいのか等を把握する。

また、メンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう、「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」「相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」を確認する。

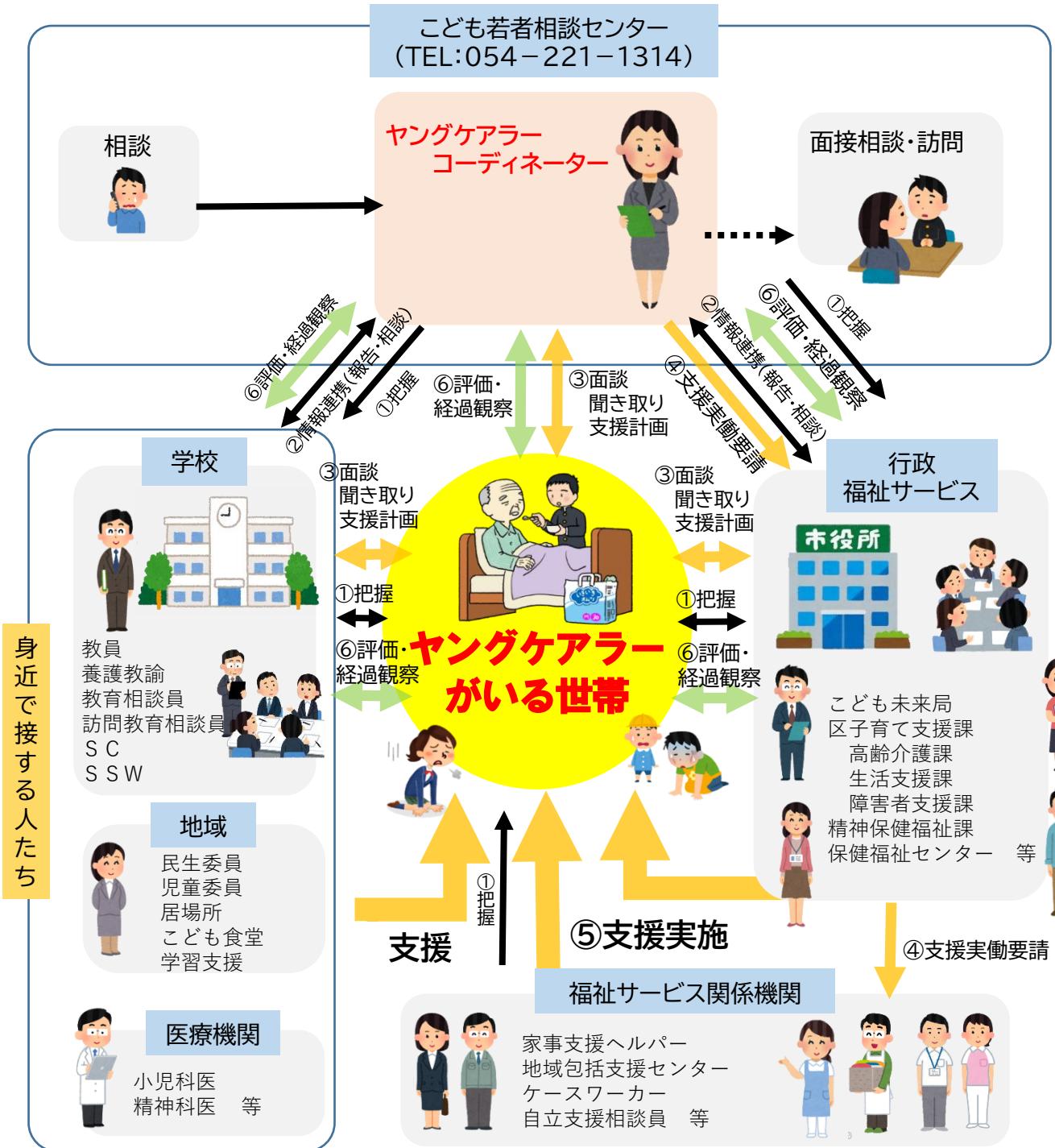
ヤングケアラーであることを認識しているか	相談できる相手はいるか・誰かに話せているか
<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<input type="checkbox"/> いる ⇒ 誰か（ ） <input type="checkbox"/> いない
どうしたい・どうしてほしいと思っているか	

表4〔参考：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案
令和2年3月 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング〕

5 ヤングケアラー支援の流れ

ヤングケアラーを取り巻く環境が多様化している現代において、ヤングケアラーを把握することが想定される機関も広範囲にわたることが考えられる。

そこで、学校、地域、福祉、医療等身近で接する人たちや、関係機関が把握した場合の支援の流れについて下記のとおり提示する。



5 ヤングケアラー支援の流れ

【Step① 把握】

<18歳未満>

本人からの相談またはヤングケアラーがいる世帯と身近で接している人たちや被介護者を支援する関係機関による世帯状況の把握や日常的な関わり（学校における定期的な生徒への声掛け・面談等）により、ヤングケアラーの存在に気づく。



<18歳以上>

本人からの相談またはヤングケアラーがいる世帯と身近で接している人たちや被介護者を支援する関係機関による世帯状況の把握や関わりにより、ヤングケアラーの存在に気づく。関係機関とヤングケアラー・コーディネーターによる情報連携を行う。



【Step② 情報連携（報告・相談）】

身近で接する人たちないし関係機関がヤングケアラー・コーディネーターに報告・相談する。ヤングケアラー・コーディネーターは相談を受けて関係機関や学校から世帯状況等の聞き取りを行うなど、情報を共有し支援の必要性を確認する。



【Step③ 面談・聞き取り、支援計画】

行政福祉サービスや学校、関係機関等が協働して、本人及び家族への面談・聞き取りを行い、ヤングケアラー・コーディネーターも支援計画を検討・作成する。



【Step④ 支援実働要請】

ヤングケアラー・コーディネーターが、ヤングケアラー世帯の支援について提案し、支援の方向性を共有した上で、支援する機関への実働要請をする。



【Step⑤ 支援実施】

支援する機関は、各機関の職域において可能な対応・支援を実施する。



【Step⑥ 評価・経過観察】

ヤングケアラー・コーディネーターは、ヤングケアラーがいる世帯と身近で接している人たちや被介護者を支援する関係機関と連携し、ヤングケアラーがいる世帯および支援を実施した機関への聞き取りを行い、評価および経過観察をする。

6 ヤングケアラーへの支援における留意点

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題にかかわることであるため、ヤングケアラーを支援する場合には、次に示すような配慮や留意点が必要となる。

(1) ヤングケアラーであることを 本人や家族が認識していないことを考慮した対応

社会的認知度が十分でないなどの理由で、本人や家族に支援が必要なことの認識がなく、あわせて外部の機関等が家庭内の事情に介入することへの抵抗感があるため、ヤングケアラーの概念や、守られるべき権利等について丁寧に説明し、支援を受けることを受け入れられるよう、ヤングケアラーであるということと向き合う機会を与えることが必要である。

また、本人が現状を打ち明けてくれた時に、支援者が、ヤングケアラーの親や家族への否定的な感情・態度を示すことで、本人を苦しめ、話さなければよかったと思わせないよう留意する。

(2) ケアを担っていることを否定しない

ケアをすることが当たり前と思っていたり、周囲の期待に応えるためにケアを行っている当事者もいる。

否定や過度な評価ではなく、本人の状況を認め、本人の気持ちに寄り添うことが大切である。そして、いつでも助けを求めてよいことや、自分の人生を生きてもよいことを伝え、ほかの選択肢もあると示すことで、支援の受け入れにつなげていく。

(3) ヤングケアラーであることを 公にしてほしくないケースに対する配慮

支援を受けることの必要性を理解している反面、支援を受けることへの抵抗感や羞恥心を感じ、周囲に状況を知られたくない当事者もいる。

本人や家族が、周囲から偏見をもたれないようにするために十分配慮する必要がある。

6 ヤングケアラーへの支援における留意点

(4) 本人に対する精神面でのサポートが必要

ヤングケアラーは、ケアから解放され、ケアが軽減することに対し、罪悪感を抱くことも多いため、精神面でのサポートも重要である。

そのため、ケア対象者がケアから解放された後、自分の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考え、助言してくれる存在が大切となる。

なおかつ、同じ境遇の人たちと共に感を得られ、自分の過去を振り返り共有できる場所づくりを含め、相談しやすい人・機関や精神面でのサポート体制を構築する必要がある。

(5) 本人を必要な支援につなぐことも検討

精神面以外においても、本人に対する支援が必要な場合には、適切な支援を受けられる関係機関（居場所、就労等）へつなぐことも検討する。

(6) 家族内の役割分担の見直し(家族調整)が必要

ヤングケアラーのいる家庭は、ヤングケアラーがいてバランスがとれている状態であることから、支援にあたっては家族内の役割分担の見直し（家族調整）が必要となる。

ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースがあり、家族に対し直接アプローチするのが難しい場合があるため、ヤングケアラーが担っているケアをサービスにつなげるためには、ケアを受けている側の理解や納得も必要となる。

7 本市の今後の取組

本市こども若者相談センターを中心に、今後下記のとおり、ヤングケアラーの支援体制の構築を目指す。

(1) コーディネーターによる関係機関との連携

ヤングケアラーの負担軽減を目的とし、ヤングケアラーがいる世帯と身近で接している人たちや関係機関と協働してコーディネーターも当事者や家族と面談し、支援計画を考案するなど、必要な支援につなげるアウトリーチ型支援を行う。

(2) 関係機関等職員研修の実施

ヤングケアラー支援に関する機関等の職員を対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深め、地域でのヤングケアラー支援の機運を醸成する。

(3) ヘルパー派遣事業の実施

ヤングケアラーのいる家庭に対して、家事支援やきょうだいの世話等を行うヘルパーを派遣し、ヤングケアラーの負担軽減を図る。

(4) 周知啓発の実施

ヤングケアラーの認知度を向上させることで、ヤングケアラーの早期把握につなげる。

(5) 交流の場の設置

精神的な負担が軽減されるよう、同じ境遇の人と知り合う機会（ピアサポート等）を提供し、ヤングケアラー同士の交流の場を設置する。

8 おわりに

これまで述べてきたように、静岡市は、18歳未満のヤングケアラーだけでなく、18歳以上のヤングケアラーの支援においても、一人ひとりの声に寄り添っていく。そして、ヤングケアラーと共にヤングケアラーを取り巻く家族も支援の対象とし、家族支援としての状況を把握した上で、複雑化・複合化する課題に対し、関係者や関係機関と連携を図りながら支援を進めていく。

今後の構想として、静岡市では様々な困難を抱え相談内容が複雑化、複合化する市民に対し、ライフステージごとに変化する支援ニーズに対応するため、局間連携して切れ目なく関わる重層的支援体制の整備に取り組んでいる。ヤングケアラーの困難事例については、今後この取組と連携していくことも視野に入れている。

参考文献

平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する研究 報告書」平成31年3月三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究 報告書」令和2年3月三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」令和3年3月三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月17日ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム）

自立相談支援事業従事者養成研修テキスト（2014）自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会

子ども家庭庁ホームページ
(<https://www.cfa.go.jp/young-carer/>)

ヤングケアラープロジェクト（一般社団法人日本ケアラー連盟ホームページ）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

堀越栄子（2016）「介護者（ケアラー）支援を進めよう－誰もが介護に関わる時代－」

青木由美恵(2018)「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)・若者ケアラー－認知症の人々の傍らにも－」

庁内関係機関一覧

【ヤングケアラーに関すること・子ども若者に関すること】

業務内容	名称	電話番号
39歳までの子ども・若者及び保護者や関係者からの相談に関すること	子ども若者相談センター	054-221-1314

【子どもに関すること】

業務内容	名称	電話番号
子ども食堂、子育て支援センター、児童館に関すること	子ども未来課	054-221-1543
私立認定こども園、私立保育所、私立幼稚園等との連絡調整に関すること	幼児教育・保育支援課	054-221-1190
市立こども園等の管理や利用児童の健康指導に関すること	こども園運営課	054-221-1094
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の援護、乳児家庭全戸訪問事業に関すること	こども家庭福祉課	054-221-1565,1574
児童の一時保護や児童の相談に関すること	児童相談所	054-275-2871
子どもとその家庭及び妊産婦等の総合的な相談に関すること	各区子育て支援課 こども家庭センター	(葵区) 054-221-1096
		(駿河区) 054-287-8675
		(清水区) 054-354-2429

【生活保護に関すること】

業務内容	名称	電話番号
生活保護に関すること	各区生活支援課 生活福祉係	(葵区) 054-221-1084
		(駿河区) 054-287-8654
		(清水区) 054-354-2206

庁内関係機関一覧

【障がい者に関すること】

業務内容	名称	電話番号
障がい者の各種サービスに係る申請等に関すること	各区障害者支援課 給付係	(葵区) 054-221-1589
		(駿河区) 054-287-8690
		(清水区) 054-354-2168
精神障がい者の福祉等に関すること	精神保健福祉課 相談支援係	054-249-3174
身体・知的障がい者及び障がい児に関する相談支援に関すること	障害福祉企画課	054-221-1198

【高齢者に関すること】

業務内容	名称	電話番号
高齢者の相談に関すること	各区高齢介護課 高齢者福祉係	(葵区) 054-221-1089
		(駿河区) 054-287-8678
		(清水区) 054-354-2162

【その他】

業務内容	名称	電話番号
女性相談、男性相談、女性が安心できる居場所事業に関すること	男女共同参画・人権政策課	054-221-1349
子どもからお年寄りまでの健康に関する総合相談に関すること	(葵区) 城東保健福祉センター 東部保健福祉センター 北部保健福祉センター 稟科保健福祉センター (駿河区) 南部保健福祉センター 大里保健福祉センター 長田保健福祉センター (清水区) 清水保健福祉センター 蒲原保健福祉センター	054-249-3180 054-261-3311 054-271-5131 054-277-6712 054-285-8111 054-288-1111 054-259-5112 054-348-7711 054-385-5670

庁内関係機関一覧

【地域包括支援センター（葵区）】

名称	電話番号	住所	主な対象区域 (学区・地区)
城西	054-204-3335	葵区駒形通四丁目11-15	駒形、 新通、田町
安西番町	054-204-2626	葵区安西三丁目20	安西、番町
城東	054-295-9993	葵区安東二丁目13-1	葵、安東
井川	054-260-2227	葵区井川1133-2 (静岡市井川高齢者生活福祉 センター内) ※窓口機能のみ	井川
伝馬町横内	054-207-8111	葵区音羽町7-18 KGMビル103号室	伝馬町、 横内
城北	054-292-6450	葵区竜南二丁目1-38	麻機、 竜南、城北
千代田	054-207-8602	葵区沓谷六丁目20-1 ル・シエル101	千代田、 千代田東
長尾川	054-265-9511	葵区瀬名一丁目16-8 ロジュマン21 1-A号室	北沼上、 西奈南、 西奈
美和	054-296-1100	葵区与左衛門新田74-6 (楽寿の園内)	足久保、 美和、安倍口
賤機	054-251-7772	葵区昭府二丁目7-17	井宮、井宮北、 賤機南
安倍	054-294-8400	葵区俵沢38-1	梅ヶ島、大河内、 玉川、松野、 賤機北、賤機中
服織	054-659-8585	葵区羽鳥六丁目4-3 スニップビル1階	服織、服織西、 南藁科
藁科	054-270-1804	葵区富沢1542-46 (ラポーレ駿河内)	中藁科、 清沢、大川

庁内関係機関一覧

【地域包括支援センター（駿河区）】

名称	電話番号	住所	主な対象区域 (学区・地区)
小鹿豊田	054-284-0284	駿河区小鹿一丁目1-24 (小鹿苑内)	東源台、 東豊田、西豊田
八幡山	054-202-6677	駿河区有東二丁目12-10	森下、富士見
大谷久能	054-236-0778	駿河区大谷二丁目24-25 (シーサイド大谷内)	大谷、久能
大里中島	054-280-4970	駿河区中野新田349-1 (エン・フレンテ内)	大里西、中島
大里高松	054-203-3385	駿河区登呂五丁目9-22	中田、大里東、 宮竹、南部 富士見の一部
長田	054-268-5080	駿河区みずほ二丁目12-7	長田東、 長田南、川原
丸子	054-270-8720	駿河区丸子二丁目4-16	長田北、長田西

庁内関係機関一覧

【地域包括支援センター（清水区）】

名称	電話番号	住所	主な対象区域 (学区・地区)
港北	054-371-0296	清水区本郷町5-8 セブンスターマンション1階	辻、江尻、 袖師
興津川	054-369-3482	清水区承元寺町1341 (白扇閣内)	興津、小島
両河内	054-343-1515	清水区和田島688	両河内
港南	054-625-6663	清水区渋川三丁目8-27 ヴィラエスピワール101	入江、浜田、 清水
岡船越	054-376-6651	清水区船越一丁目1-1	岡、船越
高部	054-347-5271	清水区柏尾387-2 (柏尾の里内)	高部
飯田庵原	054-364-6631	清水区石川本町5-7	飯田、庵原
松原	054-337-0500	清水区宮加三19-1 エルヴァスB	不二見、 駒越、折戸、 三保
有度	054-344-7721	清水区長崎新田296-5	有度
蒲原由比	054-385-5595	清水区蒲原721-4 (白銀すこやかセンター内)	蒲原、由比
	054-376-0417	清水区由比北田450 ※窓口機能のみ	

【巻末資料】本市における実態

※重点的な支援に取り組む18歳未満のこどもを対象としたヤングケアラーの実態
(現状)

静岡県が、下記のとおりヤングケアラー実態調査を実施した。

(期 間：令和3年11月から令和4年2月

対象者：小学校5・6年生、中学生、高校生

計235,458人（回答率91.6%）

そのうち、本市について下記のとおり抽出した（計40,764人）。

（1）ケアをしている割合と校種

図1のとおり、家族の「ケアをしている」割合は全体のうち4.8%（1,942人）となった。なお、校種ごとに国や本県と比較した結果は図2のとおりであり、小学生が5.8%と、本県と比較するとやや高い割合となっている。ただし、日々のお手伝いをしていることで「はい」と回答している可能性も考えられるため、本来のヤングケアラーの実態を表すものであるかは定かではなく、慎重な見極めが必要と考えられる。

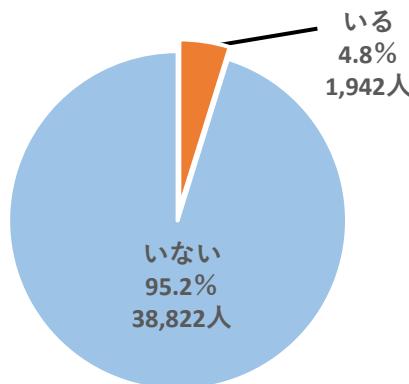


図1 ケアしている人の有無

	静岡県調査		国調査
	静岡市	静岡県	国
小学生	5.8%	5.0%	6.5%
中学生	4.9%	5.0%	5.7%
高校生	4.0%	3.9%	4.1%
全体	4.8%	4.6%	4.8%

図2 国、県との比較

※国調査 小6：2022年1月 中2・高2：2021年4月

【巻末資料】本市における実態

(2) ケアをしている頻度

「ケアをしている人がいる」と回答した子どものうち、「ほぼ毎日」と回答した割合が40%、「週に1～2日」と回答した割合も21.3%を占めており、日常的にケアを行っている子どもが多いことがうかがえる。

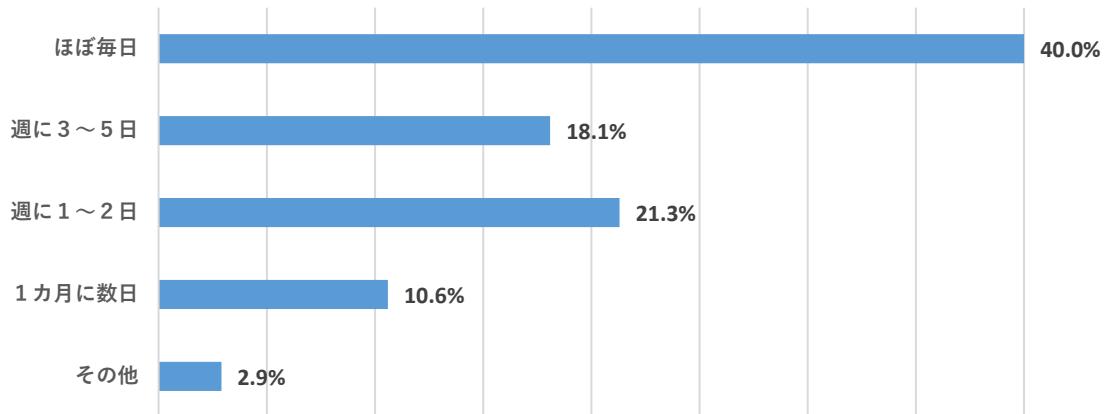


図3 ケアの頻度

(3) 被介護者の内訳

兄弟姉妹が47.1%と最も高く半数近くを占めており、続いて母親が27.5%と3割近くを占める結果となった。また祖父母のケアをしている割合もあわせて27.7%あり、被介護者の多様性がうかがえる。

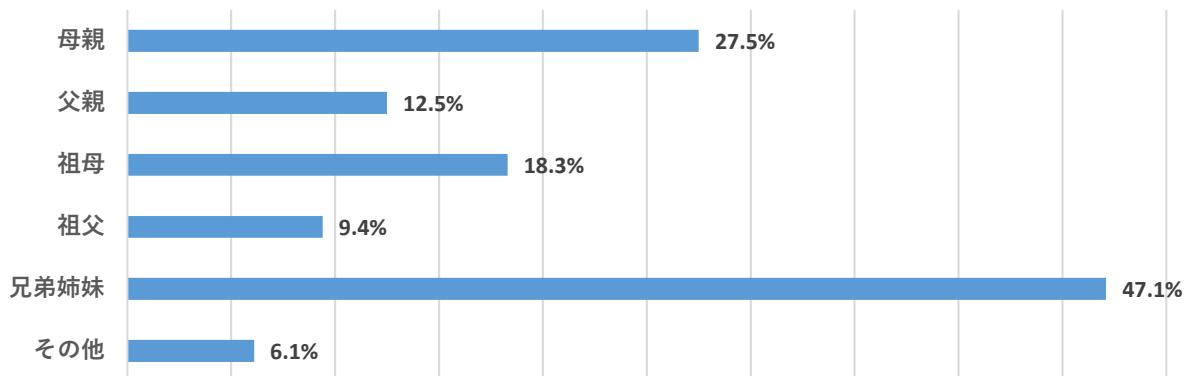


図4 ケアをしている相手

【巻末資料】本市における実態

(4) ケアの内容

最も割合が高いのは家事（食事の準備等）で38.5%、続いて兄弟姉妹の世話・送迎が28.6%となった。

外出の付き添い（買い物・散歩）は23.1%と高い割合となっており、ヤングケアラーが日常生活において欠かせない役割を担っていることがうかがえる。

また、通訳や身体的な介助など日常的な介助の割合も25%を超える高い割合となっており、被介護者が、（3）より兄弟姉妹のみならず日本語以外を母語とする家族や、被介護者として高齢者が3割近くを占めるなど被介護者の多様性に関連し、ケアの内容も多様であることがうかがえる。

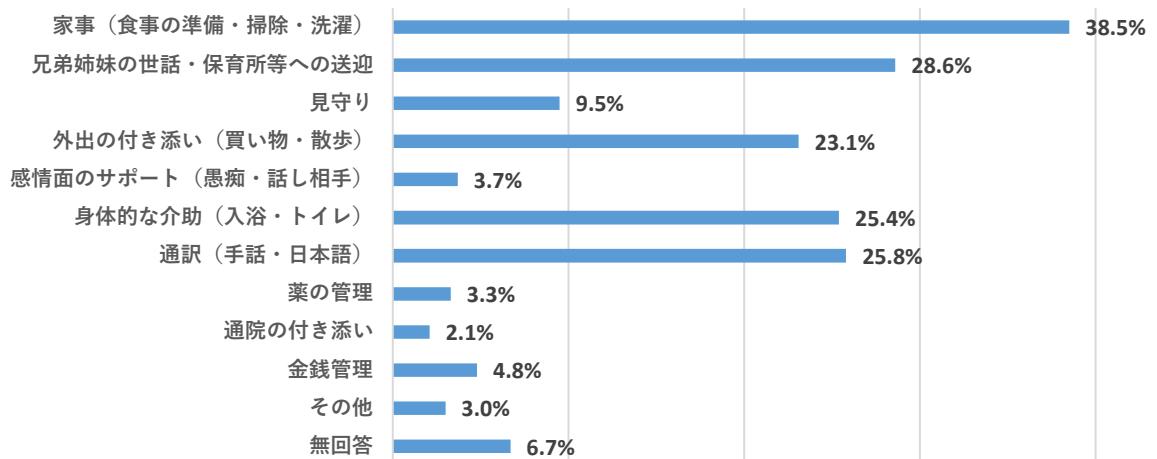


図5 ケアの内容

(5) 1日のケアの時間

「1～2時間未満」と回答した割合が最も高く32.5%、続いて「2～3時間未満」と回答した割合は16.6%である。

また、「5時間以上」と回答した割合は9.5%であり、およそ10人に1人という結果となった。

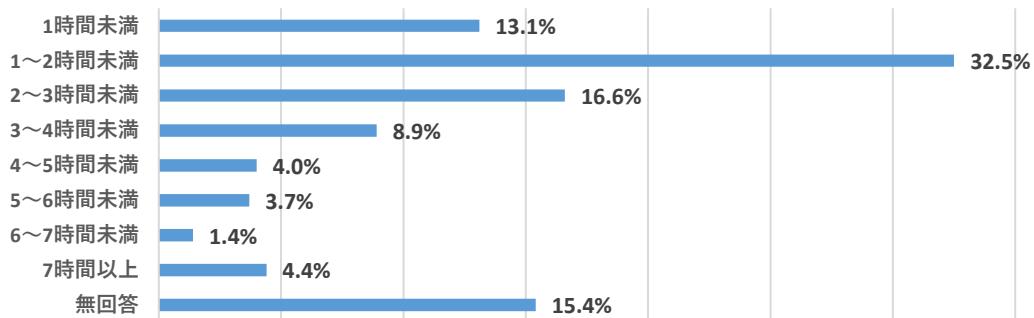


図6 1日のケアの時間

【巻末資料】本市における実態

(6) ケアを行うことにきつさを感じるか

ケアにかける時間が極めて長い子どもいるなか、ケアを行うことにきつさを感じるかという設問について、「特にきつさは感じていない」と答えた割合は72.1%を占めている。

のことから、日常的にケアを行うことが当たり前だと感じている子どもが多いことがうかがえる。しかし、日常性が慣れに繋がっていることも十分に考えられる中、ヤングケアラー自身の感覚を鵜呑みにはできないと考えられる。

また、身体的・精神的にきつい、時間的余裕がないと回答している割合も決して少ないとは言い難い。多様な関係機関と連携し支援につなげることが重要である。

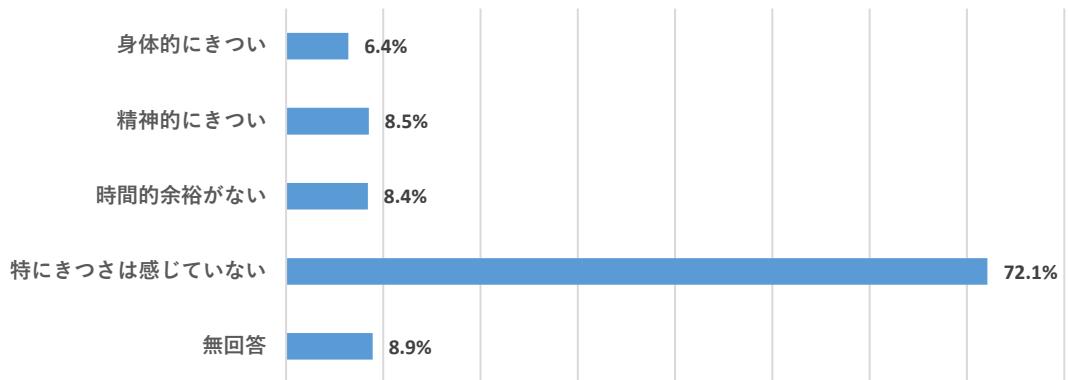


図7 ケアを行うことにきつさを感じるか

(7) ケアを行うことであてはまるこ

「自分の時間が取れない」「宿題や勉強をする時間が取れない」「睡眠が十分に取れない」といった回答が一定数あり、子どもの育つ権利や学習する権利が侵害されている恐れがある。

なお、進路の変更を余儀なくされる子どもがいるとみられ、進学や就労にも影響を及ぼすことが懸念される。

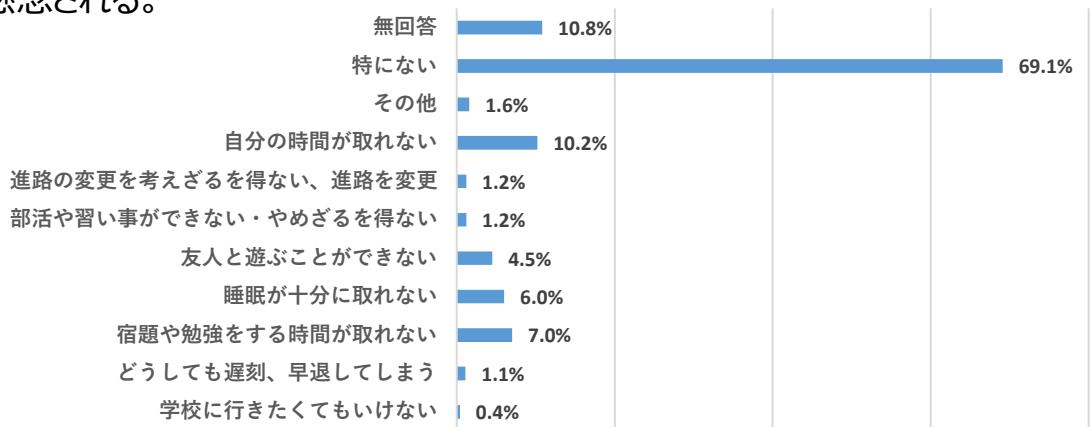


図8 ケアを行うことであてはまるこ